

## 東大和市東京街道団地地区まちづくりプロジェクトにおける 緑化面積の算定について

東京における自然の保護と回復に関する条例（以下「本条例」という。）第14条第1項の規定に基づく緑化計画書の届出において、本事業用地は、建築基準法第86条の2第1項の公告認定対象区域内であるため、本条例施行規則別表第二ア及び別表第四アにおける「総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地」に該当する。

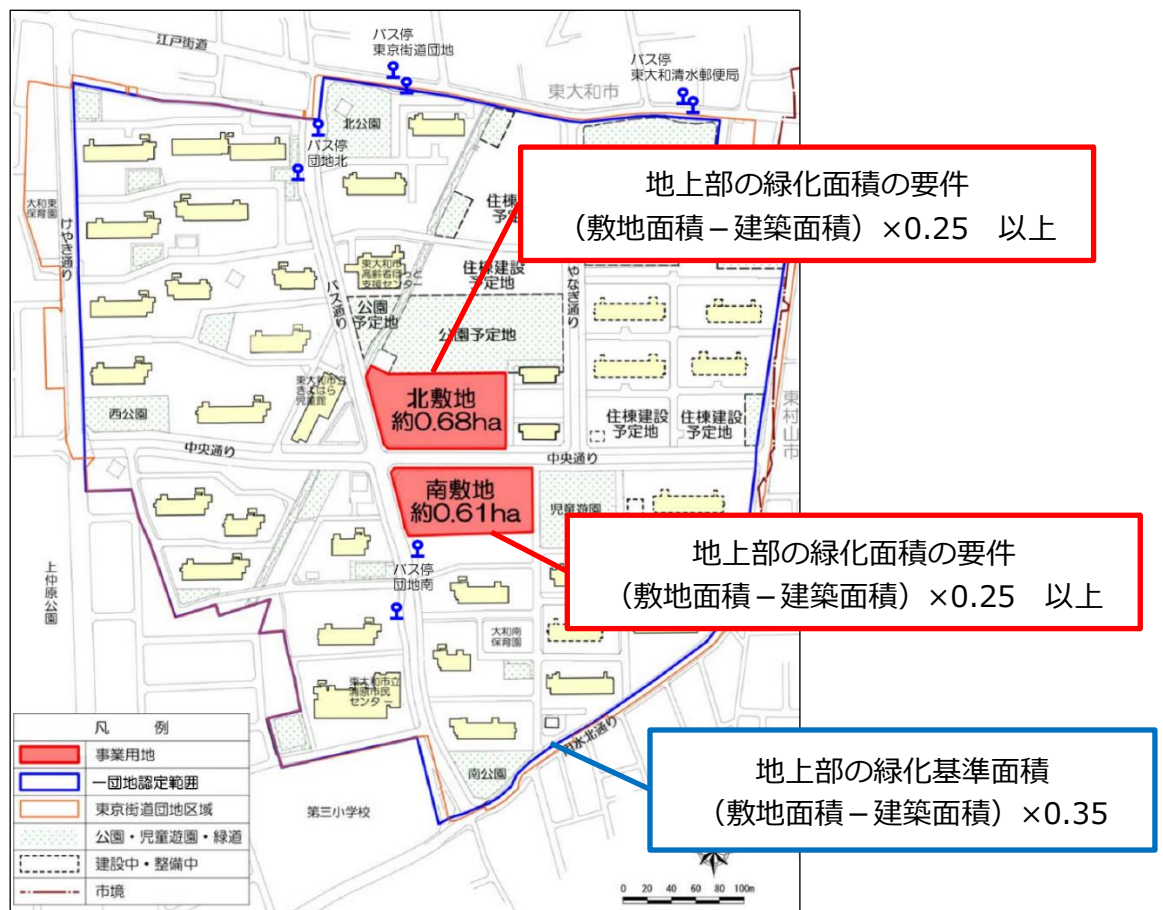
### 【地上部の緑化面積】

このため、地上部の緑化基準面積は、本条例施行規則別表第二アにより、東京街道団地全体（一団地認定範囲）では（敷地面積－建築面積）×0.35で算定されるが、既に基準を上回る緑化面積を確保しているため、本事業用地においては、北敷地、南敷地各々において、以下に記載する計算式により算定される面積以上の地上部の緑化面積を確保することを要件とする。

$$(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.25$$

### 【建築物上の緑化基準面積】

なお、建築物上の緑化基準面積は、本条例施行規則別表第四ア（屋上の面積×0.35）により算定すること。



- ※ 緑化計画書の届出に必要な既届出資料等については、事業予定者決定後に都より貸与する。
- ※ 北敷地又は南敷地において複数の敷地を設定する場合は、北敷地全体又は南敷地全体において上記を満たすよう地上部の緑化面積を確保すること。
- ※ 敷地内の緑化に当たっては、東大和市みどりの保護・育成に関する条例等関係法令も適用されるので、併せて確認すること。